

農用地利用配分計画

(市町名： 日野町)

番号	賃借権の設定等を受ける者		左の者が賃借権の設定等を受ける土地			設定する権利					
	氏名または名称	住所	所在	地目	面積(㎡)	種類	内容	始期	終期	借賃(円) (10aあたり)	支払方法
1	株式会社 グリーンサ ポート楽農	滋賀県東近江市	大字安部居小山田1268	田	3407	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和15年12月31日	700	毎年11月15日に指 定口座から徴収
2	株式会社 グリーンサ ポート楽農	滋賀県東近江市	大字安部居小山田1302	田	2411	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和15年12月31日	700	毎年11月15日に指 定口座から徴収
3	株式会社 グリーンサ ポート楽農	滋賀県東近江市	大字安部居小山田1307	田	2376	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和15年12月31日	700	毎年11月15日に指 定口座から徴収
4	株式会社 グリーンサ ポート楽農	滋賀県東近江市	大字小御門口山730	田	3020	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和11年12月31日	2,650	毎年11月15日に指 定口座から徴収
5	藤沢 彦夫	滋賀県蒲生郡日野町	大字木津森西885	田	2110	使用貸借権	水田	令和5年3月18日	令和15年12月31日	—	
6	岡 伊佐夫	滋賀県蒲生郡日野町	大字木津森西929	田	2143	使用貸借権	水田	令和5年3月18日	令和15年12月31日	—	
7	岡 伊佐夫	滋賀県蒲生郡日野町	大字木津西川原978	田	1243	使用貸借権	水田	令和5年3月18日	令和15年12月31日	—	
8	農事組合法人 ふあ む清田	滋賀県蒲生郡日野町	大字清田五反代1761	田	2445	使用貸借権	水田	令和5年3月18日	令和15年12月31日	—	
9	農事組合法人 ふあ む清田	滋賀県蒲生郡日野町	大字清田杉ノ尾1867	田	1909	使用貸借権	水田	令和5年3月18日	令和15年12月31日	—	
10	株式会社 ひので ファーム	滋賀県蒲生郡日野町	大字内池大井1451	田	1490	使用貸借権	水田	令和5年3月18日	令和15年12月31日	—	
11	株式会社 ひので ファーム	滋賀県蒲生郡日野町	大字内池大井1452	田	2838	使用貸借権	水田	令和5年3月18日	令和15年12月31日	—	
12	北岡 寅吉	滋賀県蒲生郡日野町	大字山本月岡756-5	田	752	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和8年12月31日	2,500	毎年11月15日に指 定口座から徴収
13	北岡 寅吉	滋賀県蒲生郡日野町	大字山本正明山947	田	2817	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和8年12月31日	2,500	毎年11月15日に指 定口座から徴収
14	北岡 寅吉	滋賀県蒲生郡日野町	大字山本正明山949	田	3279	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和8年12月31日	2,500	毎年11月15日に指 定口座から徴収
15	北岡 寅吉	滋賀県蒲生郡日野町	大字山本中之澤1141	田	2181	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和8年12月31日	2,500	毎年11月15日に指 定口座から徴収
16	北岡 寅吉	滋賀県蒲生郡日野町	大字山本中之澤1168	田	3469	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和8年12月31日	2,500	毎年11月15日に指 定口座から徴収
17	北岡 寅吉	滋賀県蒲生郡日野町	大字山本梅木塚1114-1	田	1404	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和8年12月31日	2,500	毎年11月15日に指 定口座から徴収
18	北岡 寅吉	滋賀県蒲生郡日野町	大字山本梅木塚1116	田	3957	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和8年12月31日	2,500	毎年11月15日に指 定口座から徴収
19	北岡 寅吉	滋賀県蒲生郡日野町	大字山本梅木塚1118	田	3195	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和8年12月31日	2,500	毎年11月15日に指 定口座から徴収

※公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第18条第7項の規定による公告があった農用地利用配分計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、知事の承認を受けて、同項に規定する農用地等に係る賃借権又は使用貸借の解除をすることができる。

- 1 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき
- 2 正当な理由がなくて法第21条第1項の規定による報告をしないとき
- 3 農地法(昭和27年法律第229号)第6条の2第2項第2号の規定による通知を受けたとき